

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成17年9月30日

滋賀県知事 國 松 善 次

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 人員の削減等

ア 目標年次、対象部門および削減目標

(ア) 目標年次

平成20年4月1日

(イ) 対象部門および削減目標

知事部局および行政委員会等の事務局 約320人

県立学校および市町立学校 約80人

イ 平成17年4月1日現在の進捗状況

知事部局および行政委員会等の事務局 117人(進捗率36.6%)

県立学校および市町立学校 46人(進捗率57.5%)

(2) 部門別職員数の状況等(職員数は、各年4月1日現在のものです。)

(単位:人)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年度	平成17年度		
一般行政部門		3,679	3,594	85	事務事業の合理化、財政構造改革プログラムによる公共事業の減少、地域振興局の再編および市町村合併に伴う福祉業務の新市移管等に伴う減ならびに徴税体制の強化、琵琶湖・環境科学研究センターの設置および土砂災害防止法区域指定対応に伴う増等
教育部門 (教育委員会教育長を含む。)		12,105	12,020	85	児童生徒数の減少に伴う教員の減等
警察部門		2,424	2,450	26	県民安全対策のための体制強化に伴う増等
公営 企業 部門	病院	803	829	26	小児保健医療センター療育部の新設および県立病院への地方公営企業法全部適用の準備事務に伴う増
	水道 その他	204	201	3	事業量の減少に伴う減
合計		19,215	19,094	121	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局(滋賀県立大学および公営企業部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(3) 職員の採用・退職・再任用者数

(単位：人)

区 分	任命権者の別	知事部局、 議会事務局および 行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他		
採 用	平成16年4月 2日 ～ 平成17年3月31日	29	3	0	37	1	0	70
	平成17年4月 1日	71	299	31	89	7	0	497
	合 計	100	302	31	126	8	0	567
退 職	平成16年4月 1日 ～ 平成17年3月30日	46	19	3	43	1	0	112
	平成17年3月31日	168	367	47	65	8	2	657
	合 計	214	386	50	108	9	2	769
再 任 用		23	27	14	0	1	0	65

(4) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（平成17年4月定期人事異動）(単位：人)

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐 級・主幹 級	副主幹級 ・主査級	一般職員 級	県立大学 教員	合 計
異動者数	8	33	255	414	509	373	21	1,613
うち昇任者数	6	20	53	88	130	-	-	297

イ 教育部門（平成17年4月定期人事異動）

(単位：人)

	校長級	教頭級	教諭級	実習助手級	合 計
異動者数	148	178	1,504	9	1,839
うち昇任者数	46	58	-	-	104

ウ 警察部門（平成17年3月定期人事異動）

(単位：人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長 およびこれ に相当する 職	巡査およ びこれに 相当する 職	合 計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	14	65	147	204	181	153	764
うち昇任者数	6	12	28	56	69	-	171

2 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成16年度普通会計決算見込）

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
16年度	513,966,533 千円	176,414,475 千円	34.3 %

(注) 人件費は、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成17年度普通会計予算）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B / A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
17年度	18,064 人	83,292,112 千円	16,653,489 千円	35,039,438 千円	134,985,039 千円	7,473 千円
		61.7 %	12.3 %	26.0 %	100.0 %	

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 特別職の給料等（平成17年4月1日現在）

給 料 月 額	知 事	1,082,400 円	(減額前 1,320,000 円)
	副 知 事	915,200 円	(" 1,040,000 円)
	出 納 長	792,000 円	(" 900,000 円)
報 酬 月 額	議 長	936,000 円	(減額前 1,040,000 円)
	副 議 長	819,000 円	(" 900,000 円)
	議 員	781,200 円	(" 840,000 円)
期 末 手 当	知 事	6 月期	1.60 月分
	副 知 事	12 月期	1.70 月分
		計	3.30 月分
手 当	議 長	6 月期	1.60 月分
	副 議 長	12 月期	1.70 月分
		計	3.30 月分

(注1) 平成17年4月1日より給料および報酬について、知事18%、副知事・出納長12%、議長10%、副議長9%、議員7%の削減を実施しています。

(注2) () 内の数字は、削減しない場合の額で、平成8年4月1日に改定されたものです。

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（平成17年4月1日現在）

区 分	一般行政職員		警 察 官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員		
	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	平均 給 料 月 額	平均 年 齢	
県	356,043 円	43歳 0月	342,795 円	39歳 9月	402,590 円	43歳 3月	392,325 円	42歳 11月	334,992 円	49歳 1月	
国	329,728 円	40歳 3月	(注)平成17年4月1日より、職階に応じて給料の2～5%削減を実施 しています。								

イ 初任給および採用2年後の給料（平成17年4月1日現在）

区 分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 の給料額	決定初任給	採用2年経過日 の給料額
一般行政 職 員	大 学 卒	173,852 円	186,396 円	184,400 円 170,700	198,600 円 184,400
	高 校 卒	140,434 円	151,214 円	138,800 円	148,500 円
警 察 官	大 学 卒	198,940 円	215,796 円	185,900 円	210,300 円
	高 校 卒	166,992 円	182,182 円	156,700 円	177,400 円
高等学校 の 教 員	大 学 卒	194,040 円	208,152 円		
小・中学校 の 教 員	大 学 卒	194,040 円	208,152 円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政 職 員	大 学 卒	281,252 円	330,564 円	385,872 円
	高 校 卒	218,404 円	274,838 円	321,895 円

(5) 一般行政職員の級別人員（平成17年4月1日現在）

区 分	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級
標準的な 職務内容 (代表的な職名)	部 長	部次長	本庁の課長	参 事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主 幹 (困難)	主 幹 副 主 幹 (困難)	副 主 幹 主 査 (困難)
職 員 数	16 人	55 人	144 人	700 人	406 人	917 人	332 人
構 成 比	0.4 %	1.4 %	3.7 %	17.8 %	10.3 %	23.3 %	8.4 %

区 分	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容 (代表的な職名)	主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)	主任主事 主任技師 主 事・ 技 師 (高度)	主 事 技 師	主 事 技 師	
職 員 数	700 人	497 人	127 人	43 人	3,937 人
構 成 比	17.8 %	12.6 %	3.2 %	1.1 %	100.0 %

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成17年4月1日現在における主な手当の制度等は、次のとおりです。

		内 容				
毎月決まって支給されるもの	調整手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に大津市以外の県内2%、大津市3%、東京都の特別区12%を乗じた額				
	扶養手当	配偶者13,500円、その他2人まで各6,000円、3人目以降各5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各5,000円加算				
	住居手当	[貸家・借間居住者] 月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円 [持ち家居住者] 月額4,500円				
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6か月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円~31,100円 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)				
	その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等				
勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当 (県全体で60種、全職員に占める手当支給職員の割合 38.5%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額 7,991円(平成16年度)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当および教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当および交通捜査等作業の手当				
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 35,578円(平成16年度実績。一般行政・警察を含む。)				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.40か月分を2回に分けて支給				
	退職手当		勤続年数			最高限度
		区 分	20年	25年	35年	
		自己都合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	59.28月分
		定年・勸奨	27.3月分	42.12月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算					
(注) 本県の退職手当制度は、国と同様の制度です。平成16年度の1人当たり平均支給額は、自己都合の場合で674万円、定年・勸奨(早期退職を含む。)の場合で2,769万円です。						

(7) 年次有給休暇の使用状況(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

任命権者の別	(A) 総付与日数	(B) 総取得日数	(C) 対象職員数	(B/C) 平均取得日数	(B/A) 取得率
知事部局	146,488.0 日	39,921.0 日	3,736 人	10.7 日	27.3 %
教育委員会	443,894.5 日	138,396.5 日	11,239 人	12.3 日	31.2 %
警察本部	89,190.5 日	12,285.63 日	2,262 人	5.4 日	13.8 %
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	2,394.0 日	638.5 日	60 人	10.6 日	26.7 %
企業庁	3,088.5 日	917.5 日	78 人	11.8 日	29.7 %

(注) 知事部局には、知事の事務局(病院(成人病センター、小児保健医療センターおよび精神保健総合センターをいう。以下同じ。))および滋賀県立大学を含む。) 労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業および部分休業の取得状況(平成16年度)

(単位:人)

任命権者の別	平成16年度中の育児休業取得状況 (全職員)				平成16年度中に新たに育児休業が取得可能とな った職員の育児休業取得状況					
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	1	150	0	34	73	73	0	73	0	0
教育委員会	8	444	0	1	175	215	7	214	0	1
警察本部	0	36	0	0	100	18	0	18	0	0
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	1	0	0	4	1	0	1	0	0

(注) 知事部局には、知事の事務局(病院および滋賀県立大学を含む。) 労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

3 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成16年度）

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

（単位：人）

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	1	0	0	1
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局および その他の行政委員会 事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	1	0	0	1

（注）知事部局には、知事の事務局（病院および滋賀県立大学を含む。）労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

（単位：人）

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	60	0	0	0
教育委員会	124	0	0	0
警察本部	13	0	0	0
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
合 計	197	0	0	0

（注）知事部局には、知事の事務局（病院および滋賀県立大学を含む。）労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況(平成16年度)

(単位:人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	0	1	0
教育委員会	2	1	3	3
警察本部	1	1	0	2
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
合計	3	2	4	5

(注) 知事部局には、知事の事務局(病院および滋賀県立大学を含む。) 労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 人材育成に関する状況

(1) 人材育成基本方針の概要(知事部局)

ア 趣旨

市町村合併の進展、厳しい財政状況など、本県を取り巻く諸情勢は大きく様変わりし、これまでの経験や前例が参考にならない、モデルのない時代を迎えています。

今後は、国からの指示や通達をより所に、決められたとおり事務を処理する従来のスタイル(従属・他律型)から脱却し、地域の課題をくみ上げ、創造的な施策を立案し、効率的、効果的に実施していく新たなスタイル(自律型)への転換が必要です。

人材育成基本方針は、人こそが最大の経営資源であるという認識のもと、組織の目標に向かって職員が持てる力を最大限に発揮できる仕組みを作るための人材戦略であり、人材育成のマスタープランです。

イ 目指す職員像

この方針では、目指す職員像を「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」とし、具体的には、次に掲げる職員像を目指しています。

- (ア) 滋賀を愛し、地域の未来を創造する意欲にあふれた職員
- (イ) 改革精神を持ち、地域経営の視点で行動する職員
- (ウ) 使命感と目標を持って自律的に行動し、自ら成長する職員

ウ 自律型人材育成制度の導入

自律型人材の育成のため、新たに「自律型人材育成制度」を段階的に導入することとしました。

この制度は、職員自身が個人目標を設定し、自らの役割と責任を自覚し、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら自律的に職務を遂行するとともに、職務遂行における職員の強みや弱みを把握して能力開発や人材育成を効果的に行うことを目的としたものです。

(2) 主な研修の実績等（平成16年度）

ア 知事部局

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
ステップアップ研修	職員としての基本的資質・階層に応じた能力の養成を図る。 (階層別研修および年代別研修)	1,269
パワーアップ研修	職員の個性、特性およびキャリアに応じた能力の開発・資質の向上を図る。(自治体法務能力、政策法務能力、プレゼンテーション技法等)	1,052
重点化テーマ研修	職員の自己改革、男女共同参画意識の醸成および政策形成能力の養成を図る。(NPO協働研修、育児休業者職場復帰研修等)	506
特別研修	個別・特定のテーマにより職員の資質向上・能力開発を図る。 (新任所属長・グループリーダー等研修、人権問題研修指導者養成研修等)	856

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、民間企業、大学院、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	17
海外長期派遣研修	国際化に対応できる職員の育成を図るため、本県と友好関係にあるミシガン州(米国)、湖南省(中国)、リオ・グランデ・ド・スール州(ブラジル)へ職員を派遣した。	3

イ 教育部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、技能および態度を養い、専門職としての資質向上を図る。(初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修、15年経験者研修)	960
マネジメント能力向上研修	管理職の学校経営能力の向上と中堅教員のリーダーシップの養成を図る。(管理職・リーダー養成各コース)	625
職務研修	職務に応じて、必要な知識、技能および態度を養い、専門職としての識見を高める。(新任校長研修、新任教頭研修等)	566

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	48
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	60
若手教員海外派遣研修	若手教員を海外の教育機関、研究機関、行政機関等に派遣し、これらの機関等における調査研究、現地での生活体験等を通して、海外の教育事情等について理解を深め、国際的な視野に立った識見を高めることにより、本県の教育改革および国際理解教育の中核となる教員の確保、育成を図る。	5
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	39

ウ 警察部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または事務職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任総合科教養、一般職員初任科教養)	171
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡查部長任用科教養)	32
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	353

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡查部長任用科教養等)	91
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	114
語学研修	捜査等に必要不可欠な各言語についての知識・技能を修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	2

5 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成16年度)

名 称	対 象 者	受診者数(人)		
		知事部局 企業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	55	252	99
定期健康診断	全職員	5,264	4,848	2,382
生活習慣病検診	年齢・性別等により定める職員等	2,634	2,309	2,238
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,732	1,101	250

(注)教育部門の定期健康診断、生活習慣病検診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含めない。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、財団法人滋賀県教職員互助会および財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金および県の補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数（人）	16.4.1現在 17.4.1現在	5,448 5,365	11,410 11,331
掛金額（千円）	16年度	199,938	544,806	76,789
	17年度	198,486	539,494	77,246
補助金（千円）	16年度	183,745	315,760	55,722
	17年度	101,000	203,337	39,005

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成16年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	15	6	21
教育委員会	42	0	42
警察本部	51	1	52
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
合計	108	7	115

第2 平成16年度人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成16年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率%	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率	採用者数 人
行政	約 10	(208) 722	(147) 525	72.7	(5) 34	(2) 10	52.5	(2) 10
警察事務	若干	(46) 115	(39) 100	87.0	(2) 6	(1) 2	50.0	(1) 2
化学	1	(6) 38	(4) 28	73.7	(0) 6	(0) 1	28.0	(0) 1
農業	若干	(24) 58	(18) 44	75.9	(2) 6	(1) 2	22.0	(1) 2
林業	若干	(13) 29	(13) 23	79.3	(4) 7	(1) 2	11.5	(1) 2
水産	1	(3) 20	(1) 13	65.0	(0) 3	(0) 1	13.0	(0) 1
農業土木	1	(1) 5	(0) 2	40.0	(0) 1	(0) 0	-	(0) 0
土木	約 5	(7) 66	(6) 52	78.8	(2) 15	(2) 5	10.4	(2) 5
建築	1	(9) 26	(8) 21	80.8	(1) 3	(0) 1	21.0	(0) 1
計		(317) 1,079	(236) 808	74.9	(16) 81	(7) 24	33.7	(7) 24

(注) () は、女性の数を内数で示す（以下同じ。）

イ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率%	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率	採用者数 人
一般事務	若干	(27) 58	(23) 50	86.2	(1) 5	(1) 2	25.0	(1) 2
警察事務	若干	(19) 27	(16) 24	88.9	(4) 7	(2) 2	12.0	(1) 1
土木	1	(0) 8	(0) 8	100.0	(0) 3	(0) 1	8.0	(0) 1
計		(46) 93	(39) 82	88.2	(5) 15	(3) 5	16.4	(2) 4

ウ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数人	最終 合格者 数人	最終 競争 率倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	約 10	(67) 109	(60) 96	88.1	(14) 25	(8) 11	8.7	(8) 11

工 警察官（男性）採用試験

区 分		採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数人	最終 合格者 数人	最終 競争 率倍	採用者数 人	
県 内	第一回 A-1	約 50	469	402	85.7	227	50	8.0	38	
	A-2	約 50	570	475	83.3	240	61	7.8	39	
	第二回	A	約 10	277	232	83.8	123	19	12.2	19
		B	約 10	169	148	87.6	80	15	9.9	14
計			1,485	1,257	84.6	670	145	8.7	110	
県 外	A	約 5	-	310	-	51	6	51.7	5	
	B	約 5	-	210	-	71	10	21.0	8	
	計		-	520	-	122	16	32.5	13	

才 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数人	最終 合格者 数人	最終 競争 率倍	採用者数 人
第一回 A	若干	173	128	74.0	34	3	42.7	2

力 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争 率倍	採用者数 人
一般事務	1	(5) 12	(4) 11	91.7	(1) 1	11.0	(1) 1
警察事務	1	(1) 4	(1) 4	100.0	(0) 1	4.0	(0) 1
計	2	(6) 16	(5) 15	93.8	(1) 2	7.5	(1) 2

(2) 採用選考
ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び これに相当する職	1				1
次 長 お よ び これに相当する職					
課 長 お よ び これに相当する職	10	4	1		15
課長補佐および これに相当する職	19				19
副主幹および これに相当する職	12	11	1		24
主事、技師および これらに相当する職	97	23	2		122
技能労務職		6			6
計	139	44	4		187

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	
警 視 (課長相当職)	2
警 部	4
警 部 補	
巡 査 部 長	1
巡 査	2
計	9
合計(+)	196

(注) 併任および任命換えを含みます。

イ 上記のうち選考採用職種

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
職業訓練指導員	3	3	作業療法士	1	1
琵琶湖研究所の研究者	2	2	言語療法士	1	1
学 芸 員	1	1	保健師	1	1
琵琶湖博物館の学芸技師	1	1	看護師	33	33
成人病センター-研究所の研究者	1	1	文化財保護技術者	2	2
工業技術総合センター等の技師	2	2	司 書	1	1
医 師	9	9	栄 養 士	4	4
獣 医 師	4	4	科学捜査研究所の研究者	1	1
薬 剤 師	4	4	技 術 員	1	1
臨床工学技士	1	1	業 務 員	5	5
理学療法士	3	3	計	81	81

職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびこれに相当する職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

(3) 昇任選考

ア 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び これに相当する職	4			2	6
次 長 お よ び これに相当する職	20	1			21
課 長 お よ び これに相当する職	25	1	1	2	29
課長補佐および これに相当する職	81	7	5	1	94
副主幹および これに相当する職	117	35	6	1	159
計	247	44	12	6	309

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	6
警 視 (課長相当職)	17
警 部	16
警 部 補	5
巡 査 部 長	
計	44

合計(+)	353
---------	-----

イ 参事級昇任選考試験

区 分		昇 任 予定者数 人	対象者数 人	申込者数 人	申込率 %	受験者数(a) 人	受験率 %	合格者数(b) 人	倍率 (a/b) 倍
事 務	行 政 (一般事務)	約10	124	97	78.2	90	92.8	14	6.4
技 術	化 学 林 業 農 業 水 産 農 業 土 木 土 木 建 築 電 気 機 械 薬 剤 師 獣 医 師	約10	75	66	88.0	64	97.0	12	5.3
計		約20	199	163	81.9	154	94.5	26	5.9

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成16年10月15日に県議会議長および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差

ア 公民較差（新規採用者を除く。）

1.07% 4,310円

[0.02% 78円]

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.01% 39円

イ 勧告における公民較差

平成15年度および平成16年度における知事等の給与の特例に関する条例(平成14年滋賀県条例第70号。以下「特例条例」という。)による給与の減額措置については、当該措置が財政健全化のための取組の一つとして実施される臨時・特例的なものであることから、勧告における公民較差は、当該措置がなかった場合の較差 [0.02% 78円] とする。

ウ 改定（新規採用者を含む。）

改定見送り。

(参考) 現行平均給与月額 397,086円 [401,416円] (行政職、平均年齢 42.6歳)

注1 ア～ウの [] 内は、特例条例による給与の減額措置がなかった場合の額(率)。

2 人事院勧告の官民較差は、寒冷地手当の見直しを含みます。含まない場合は、0.05% 207円。

(2) 改定等の内容

ア 給料表 改定を見送り。ただし、大学教育職給料表については、国に準じて1級を削除。

〔 民間事業所従業員との給与較差が極めて小さいこと、人事院が俸給表の改定を見送ったこと、および地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮。ただし、大学教育職給料表については、人事院勧告に準じ1級を削除して4級構成の給料表とする。〕

イ 期末・勤勉手当等 改定を見送り。

・現行年間支給月数 4.40月 民間の支給割合(4.42月)とおおむね均衡。

ウ 寒冷地手当 国に準じて改定。

(ア) 支給地域 現行31市町村 1町(余呉町)

(北海道と同等の気象条件が認められる市町に限定。)

(イ) 支給額 最高支給額 年額137,800円 89,000円

(ウ) 実施時期等 平成17年4月1日から実施。実施に当たっては、国との均衡を考慮し、所要の経過措置。

(3) 実施時期

(ア) 条例の公布の日から実施。

(イ) ただし、(2)ウについては、平成17年4月1日から実施。

(4) その他

ア 人事給与制度の見直し

(ア) 職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、今後の国の動向に留意しつつ、他の都道府県や民間の状況も参考にしながら、新たな人事給与制度が本県の実情を踏まえた納得性の高いものとなるよう検討を重ねる必要がある。

(イ) 新たな任期付採用や部分休業制度について、任用・勤務形態の多様化の観点から検討する必要がある。

イ 男女共同参画社会への取組

- (ア) 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、引き続き女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に推進していく必要がある。
- (イ) 職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、性別にかかわらず働きながら安心して子育て等ができるよう、職場における意識啓発等に一層取り組むとともに、今後、関係法令ならびに国や他の都道府県の動向に十分留意しながら適切に対応していく必要がある。

ウ 時間外勤務の縮減と健康管理の充実

- (ア) 管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、事務の効率化・簡素化や職員間の協力体制の充実に努めるなど、引き続き時間外勤務縮減に向けて取り組む必要がある。
- (イ) メンタルヘルス対策について、近年、職務の複雑化、多様化が進む中で、職員の精神的負担が増大する傾向にあることから、これまでの取組が実効性あるものとなるよう一層の充実に努める必要がある。
- (ウ) 職員の心身両面の健康保持と職務への意欲の増進を図るため、引き続き年次有給休暇の計画的・連続的な取得の促進に努めるとともに、夏季休暇の日数について、他の都道府県の状況も参考にしながら検討する必要がある。

エ 公務能率の増進 県政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職員一人ひとりの更なる資質の向上を図るとともに、より一層の公務能率の増進と行政サービスの向上に努める必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求 該当事案なし。

(2) 不服申立て

ア 総括表

区分	平成15年度末 係属件数	平成16年度			平成16年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	0件	2件	1回	1件	1件
その他	0	0	0	0	0
計	0	2	1	1	1

イ 平成16年度処理状況（終結件数内訳）

区分	却下	取下げ	打切り	判定		
				処分取消	処分修正	処分承認
懲戒処分	0件	1件	0件	0件	0件	0件
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0